

農山漁村地域整備交付金実施要領

平成 22 年 4 月 1 日
21 生畜第 2045 号
21 農振第 2454 号
21 林整計第 336 号
21 水港第 2724 号

(最終改正) 令和 7 年 4 月 1 日
6 畜産第 3570 号
6 農振第 2910 号
6 林整計第 683 号
6 水港第 3001 号

第 1 趣旨

農山漁村地域整備交付金の実施については、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 交付対象事業の事業内容、事業実施主体及び要件

1 基幹事業

(1) 農業農村基盤整備事業

① 農地整備

別紙 1 に定めるところにより、農地の大区画化・汎用化等の整備、飼料生産の基盤整備、実施計画の策定等を行う事業をいう。

② 水利施設整備

別紙 2 に定めるところにより、農業用排水施設の整備等を行う事業をいう。

③ 農地防災

別紙 3－1 及び別紙 3－2 に定めるところにより、農地・農業用施設に係る災害の未然防止・軽減に資する整備等を行う事業をいう。

④ 農村整備

別紙 4－1 及び別紙 4－2 に定めるところにより、農業農村の活性化を目的として農業生産基盤や農村生活環境等のきめ細やかな整備を行う事業をいう。

⑤ 農業用水保全の森づくり事業

別紙 5 に定めるところにより、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給や土砂流入の軽減を図るため、水源地域における森林整備等を行う事業をいう。

(2) 森林基盤整備事業

① 森林整備事業

別紙 6 に定めるところにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進するとともに、森林整備及び山村

の生活環境の改善にも資する路網整備等を行う事業をいう。

② 治山事業

別紙 7 に定めるところにより、水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防対策等を行う事業をいう。

(3) 水産基盤整備事業

① 水産物供給基盤整備事業

別紙 8 に定めるところにより、地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場等の整備、水域環境の保全を効率的・効果的に実施し、地域における水産資源の維持増大並びに流通・生産機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図るための整備を行うもの。

② 漁場保全の森づくり事業

別紙 9 に定めるところにより、磯焼けや土砂流出等により悪化している漁場環境を改善するため、荒廃した防災林の整備や上流域における森林整備等を行う事業をいう。

③ 漁港漁村環境整備事業

ア 漁業集落環境整備事業

別紙 10 に定めるところにより、水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の健全な発展に資する避難路等の防災関連施設や漁業集落排水施設等の衛生関連施設等の整備を行う事業をいう。

イ 漁港環境整備事業

別紙 10 に定めるところにより、漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上等に資する施設等の整備を行う事業をいう。

ウ 漁村再生交付金事業

別紙 10 に定めるところにより、地域の既存ストックの有効活用等を通じた総合的な整備を効率的に推進することにより、個性的で豊かな漁村の再生に資する生産基盤や生活環境施設等の整備を行う事業をいう。

(4) 海岸保全施設整備事業

① 海岸保全施設整備事業

ア 海岸保全施設整備事業

別紙 11 に定めるところにより、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することを目的とした海岸保全施設の整備等を行う事業をいう。

イ 津波・高潮危機管理対策事業

別紙 11 に定めるところにより、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進する事業をいう。

ウ 海岸環境整備事業

別紙 11 に定めるところにより、国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う事業をいう。

(5) 盛土緊急対策事業

① 盛土による災害防止のための調査事業

別紙 12-1 に定めるところにより、盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行う事業をいう。

② 盛土緊急対策事業

別紙 12-2 に定めるところにより、以下のア及びイの盛土の対策について、行為者等による是正措置を基本としつつ、公共として切迫した危険性のある箇所の緊急的な対策等を行う事業をいう。

ア 「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和 3 年 8 月 11 日付け 3 農振第 1295 号・3 林整治第 722 号・国総公第 80 号・国都安第 29 号国都計 68 号・国水砂第 167 号・環自国発第 2108112 号・環循規発第 2108113 号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」（以下この別紙において「総点検」という。）により確認された危険が想定される盛土

イ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土

2 効果促進事業

別紙 13 に定めるところにより、農山漁村地域整備計画（以下「整備計画」という。）の目標を達成するため、1 に掲げる基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業をいう。ただし、事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業でないこと。

第3 農山漁村地域整備計画

1 農山漁村地域整備計画の関係者との調整

整備計画の策定に当たっては、交付対象事業の事業実施主体その他関係機関と十分に調整を図るものとする。

2 整備計画の様式

整備計画の提出に当たっての様式は、別記参考様式第 1 号を参考とするものとする。

3 提出様式

整備計画の提出は、別記参考様式第 2 号を参考とするものとする。

4 整備計画作成の留意事項

整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 整備計画の目標は、整備計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標とすること。
- (2) 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。
- (3) 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。
- (4) 都道府県等が作成する農業振興地域整備計画、地域森林計画、圏域総合水産基盤

整備事業計画、海岸保全基本計画及び国土強靱化地域計画等の関連する計画との整合を図ること。

(5) 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること。

(6) 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること。

5 整備計画の提出

実施要綱第3の1の整備計画の提出に当たっては、事業実施の前年度3月末日までに提出するものとする。前年度から整備計画の変更等がない場合であっても同様の扱いとし、新たな整備計画又は変更後の整備計画については、その都度提出するものとする。

6 整備計画の変更

実施要綱第3の3の農村振興局長等が別に定める変更とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 整備計画の廃止
- (2) 整備計画の期間の変更
- (3) 整備計画の目標の変更
- (4) 交付対象事業の全体事業費の変更
- (5) 交付対象事業の新設又は廃止

第4 助成

実施要綱第4の国の交付の対象となる経費は交付対象事業ごとに別紙1から別紙12－2までに定めるものとする。

第5 農山漁村地域整備計画の評価

1 実施要綱第5の1の農村振興局長等が別に定める事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 目標の妥当性
- (2) 整備計画の効果・効率性
- (3) 整備計画の実現可能性

2 実施要綱第5の2の農村振興局長等が別に定める整備計画の目標の実現状況等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 交付対象事業の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 成果目標の目標値の実現状況
- (4) 今後の方針

3 実施要綱第5の2の計画主体が整備計画の実現状況等について評価を行うに当たり、透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は計画主体独自の評価制度を活用することができる。なお、評価を行うに当たっては、事業の成果を地域住民に対してより分かりやすく示すよう留意する。

第6 交付金交付決定前の着手

- 1 実施要綱第6の農村振興局長等が別に定める事項は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 交付対象事業の着手は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合に限って行うことができるものとする。
 - (2) 事業実施主体は、交付金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。
 - (3) 農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届の提出に当たっての様式は、別記参考様式第3号を参考とするものとする。

第7 監督等

実施要綱第7の2の農村振興局長等が別に定める実施要件確認に必要な資料の種類、当該資料の国への提出手順等は、別紙1から別紙12-2までに定めるとおりとする。

附則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成23年4月1日付け22生畜第2433号農林水産省生産局長、22農振第2216号農林水産省農村振興局長、22林整第359号林野庁長官、22水港第2429号水産庁長官通知）による改正後の第5の規定については、平成23年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成22年度の歳出予算に係る国の交付で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成24年4月6日付け23生畜第2795号農林水産省生産局長、23農振第2611号農林水産省農村振興局長、23林整計第345号林野庁長官、23水港第3034号水産庁長官通知）による改正後の第5の規定については、平成24年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成23年度の歳出予算に係る国の交付で平成23年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前のとおりとする。

附則

- 1 この通知は、平成25年2月26日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（平成25年2月26日付け24農振第2103号農林水産事務次官依命通知）による改正後の規定については、平成24年度補正予算（第1号）以降の予算に係る国の交付について適用する。

附則 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附則 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附則 この通知は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。

附則 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。

附則 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附則 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 3 年 12 月 21 日から施行する。

附則 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別紙 1－1 運用 1 の第 11 の 2、別紙 1－1 運用 2 の第 11 の 12、別紙 1－1 運用 4 の第 3 の 7、別紙 2 運用 1 の第 7 の 3 (8)、別紙 2 運用 2 の第 9 の 4、別紙 2 運用 3 の第 9、別紙 2 運用 4 の第 8、別紙 2 運用 5 の第 8、別紙 3－1 運用 1 の第 6 の 6、別紙 4－1 運用 1 の第 11 の 3、別紙 4－1 運用 3 の第 2 の 5 及び別紙 4－1 運用 4 の第 2 の 3 の (2) の改正規定については、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領別紙 1－1 運用 1 の第 1 の 3 (5) 及び運用 2 の第 9 の 2 (1) イ並びに別紙 2 運用 2 の第 1 の 3 (5) に規定されている中心経営体については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができるものとする。

附則 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙一覧表

別紙	1	農地整備に係る運用
別紙	2	水利施設整備に係る運用
別紙	3 - 1	農地防災に係る運用
別紙	3 - 2	農地防災に係る取扱い
別紙	4 - 1	農村整備に係る運用
別紙	4 - 2	農村整備に係る取扱い
別紙	5	農業用水保全の森づくり事業に係る運用
別紙	6	森林整備事業に係る運用
別紙	7	治山事業に係る運用
別紙	8	水産物供給基盤整備事業に係る運用
別紙	9	漁場保全の森づくり事業に係る運用
別紙	10	漁港漁村環境整備事業に係る運用
別紙	11	海岸保全施設整備事業に係る運用
別紙	12 - 1	盛土による災害防止のための調査事業に係る運用
別紙	12 - 2	盛土緊急対策事業に係る運用
別紙	13	効果促進事業に係る運用

農山漁村地域整備計画

[illegible]

番 号
年月日

農林水産大臣 殿

〔 農林水産省地方農政局長
国土交通省北海道開発局長 経由 〕 ※ 1

都道府県知事名
市町村長名

農山漁村地域整備計画の提出

農山漁村地域整備交付金実施要綱第 3 の 1 の規定により、別紙※ 2 のとおり農山漁村地域整備計画を提出します。

※ 1 提出にあたり、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長）を経由することができる。

※ 2 別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱第 3 の 1 に基づき策定される農山漁村地域整備計画（別記参考様式第 1 号）

農林水産大臣 殿

〔 農 林 水 産 省 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長 経由 〕 ※1

事業実施主体の長※2

農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届

農山漁村地域整備交付金実施要綱第6の規定により、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前着手いたしたいので、お届けする。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

※1 提出にあたり、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長）を経由することができる。

※2 提出にあたり、事業実施主体の長が都道府知事又は市町村長以外の場合、交付主体（都道府県知事又は市町村長）を経由しなければならない。

別紙

- 1 農山漁村地域整備計画の名称
- 2 事業名（事業メニュー、事業型、事業箇所名（地区名））
- 3 事業実施主体
- 4 関係市町村
- 5 計画期間内の事業内容及び総事業費
- 6 当該年度の事業内容、事業費及び国費
- 7 着手予定年月日
- 8 完了予定年月日
- 9 交付決定前着手を必要とする理由